

共同研究における間接経費の改定について（お願い）

令和3年2月

国立大学法人奈良女子大学

理事（研究・財務担当） 藤原 素子

平素より本学の産学連携活動の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、本学では共同研究における間接経費の取扱いを変更させていただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。

従来より、本学との共同研究を実施していただいている企業等の皆様方には、共同研究の遂行に直接的に必要となる直接経費の他に、共同研究の遂行に関連し、直接経費以外に必要な間接経費（直接経費の10%を標準）のご負担をお願いしてまいりました。しかしながら、国からの経常的な支援が年々減少する中、本学においても各種経費の節減に努めてまいりましたが、施設設備の維持及び人件費等に代表される直接経費以外に必要な共同研究を支える経費においても、現状の10%では経費が不足し、研究活動の遂行に影響を及ぼしかねない状況になってきております。

つきましては、研究活動を支える研究基盤を充実させるため、共同研究の遂行に関連し直接経費以外に必要な経費の取扱いについて、下記のとおり見直すことにいたしました。

経済環境の厳しい中ではございますが、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

共同研究契約における間接経費の改定

1. 改定の内容

共同研究における間接経費

- ・改定前：直接経費の10%に相当する額。
- ・改定後：直接経費の30%に相当する額。

※但し、中小企業（中小企業基本法第2条に基づく）の場合は、当面の間、軽減措置として直接経費の20%に相当する額とする。

2. 改定の時期

- ・令和3年4月1日（基準日）以降に契約を締結する共同研究から適用。
- ※共同研究の内容（契約締結時期、期間等）によっては経過措置あり。

【お問い合わせ先】

研究協力課社会連携推進係

TEL：0742-20-3968

Mail：kenkyou@cc.nara-wu.ac.jp

